平成29年度造林・素材生産・販売事業 に関する説明会

各事業説明資料

平成29年度造林・素材生産・販売事業に関する説明会

平成29年度各事業共通事項

平成29年3月3日(金)

北海道森林管理局 森林整備部 森林整備第一課

1 平成29年3月から適用する公共工事設計労務 単価等の運用に係る特例措置について

- 「公共工事設計労務単価」、「調査、測量、設計及び計画業務に係る設計業務 委託等技術者単価」が**決定、3月1日から適用**となります。
- 北海道国有林では、3月1日以降に公告を行う造林・素材生産事業、調査、測量、設計及び計画業務は、全て新労務単価を適用しています。

① 3月1日以降に入 札·契約が該当【 特例措置の適用】

- 新単価は、旧単価と比較して、全職種単純平均約3.4%、約3.1%と それぞれ上昇、3月1日以降に契約を行う事業のうち、旧単価を適 用し、予定価格を積算しているものは、特例措置が適用となります。
- 新単価決定に伴い、受注者は、国有林野事業「造林事業請負契 約約款」、「製品生産事業請負契約約款」等に基づき、旧単価に基 づく契約を新単価に**請負代金額変更の協議を請求する**ことができ ます。

(2)

2月28日までに 契約を締結して おり残事業期間 が2ヶ月以上あ る契約が該当 【スライドの適用】 賃金の急激な変動により請負代金額が著しく不適当なる場合、 受注者は、国有林野事業「造林事業請負契約約款」、「製品生 産事業請負契約約款」等に基づき、2月28日以前の契約のうち、 残事業期間が2ヶ月以上ある受注事業についてスライド方式の 適用により請負代金額変更の協議を請求することができます。

2 総合評価落札方式改正のポイントについて

改正点1(一般競争(非総合評価)入札·総合評価落札方式共通 •••入札参加資格)

【配置予定技術者(現場代理人)の実績】

従来は、配置予定技術者の保有資格について、入札参加者が直接 雇用する技術者であるとともに、当該事業と同種事業である「造林」か 「素材生産」に3年以上(過去15年間)従事していることが資格条件で あったが、改正後は、技術者と位置付けされる資格を定め、その資格 の保有状況を優先し、保有がない場合に「造林」・「素材生産」の実績 は問わないこととし、過去の実績(年数等は従前同様)により資格の有 無を確認することへ改正(配置予定技術者(現場代理人)の資格要件 の拡大)。

改正点2(総合評価落札方式での評価点) 【ワーク・ライフ・バランスの取組み評価】

従来、若手雇用・女性登用の促進を目的に定めていた①若手技術者等の登用・育成の促進、②女性技術者等の登用促進に対する取組に加え、①若者雇用促進法に基づく「ユースエール認定企業」、②女性雇用推進法に基づく「えるぼし認定企業」、③次世代法に基づく「くるみん認定企業」等を評価することに改正。

- ※女性活躍推進法に基づく「えるぼし認定企業」及び「次世代法に基づく「くるみん認定企業」の評価は、努力義務の企業のみ対象とする。
- ※従来、「地域への貢献」として項目立していたが、全てを「企業の信頼性」の項目に纏め、技術提案様式3により提出

改正点3(総合評価落札方式での評価点) 【事業に従事する作業員の雇用形態】

従来、「企業の信頼性」による「事業に従事する作業員の雇用形態(従事する作業員が直接雇用かつ常用雇用の割合が50%以上か否か)」について、様式3による「有無」のみの記載による申請としていたが、証明する資料として、様式3-1(作業従事者の雇用形態状況)を新規に作成。様式3による申請に加え、当該様式(3-1)の提出をもって評価することへ改正。

改正点4(総合評価落札方式での評価点)【配置予定技術者(現場代理人)の資格・経験】

従来、様式4で定める「配置予定技術者の資格・経験」について、 配置予定技術者(現場代理人)以外の者の資格経験の申請があ った場合、区別なく申請を認めてきたが、技術提案書作成要領に あるとおり、複数の候補者を記入する場合は最も評価の低い者で 審査することとしており、単体で申請される場合の優遇措置とする ため、改正後は、単体の申請で1人の配置予定技術者(現場代理 人)による申請に限り、「法令等による資格・免許」、「森林作業道 作設に関する受講の実績」、「森林分野CPD取得に関する継続教 育の内容」の3項目について、配置予定技術者(現場代理人)以 外の者の作業従事者の申請を認め、従前同様1人毎別様に申請 された場合、評価の対象とすることに改正。

平成29年度造林・素材生産・販売事業に関する説明会

平成29年度 造林関係事業について

平成29年3月3日(金)

北海道森林管理局 森林整備部 森林整備第一課

1 台風による風倒木等への対応について

- 昨年、北海道を通過した台風により各種の被害が発生しましたが、事業体の皆様のご協力により、事業への影響を最小限に留めることができ、深く感謝申し上げます。
- 風倒被害のあった署では、立木販売による被害木処理を進めておりますが、今後、造林請負事業にも含めて発注するなどして、29年度造林事業の円滑な実施を図ります。



作業道修理(路面整正-敷砂利)



立木伐倒-造材処理

2 育種苗・育種区の造林事業請負仕様書等への明記について

- 29年4月1日以降に契約する事業から、苗木は育種苗を使用することとして局造林事業請負仕様書に盛り込むこととしております。
- 林業の成長産業化のためには成長の良い育種苗(採種園から採種 した種から生産された苗木)を使用することが重要ですが、造林請負 者や苗木生産者にこれまで以上に強く意識していただき、将来的に 育種苗100%を目指そうというものです。
- ただし、育種苗生産量が少ない樹種については、当面、普通苗でも OKとする経過措置をとります。
- 併せて、トドマツについては該当する育種区の苗木であることも発 注書類に明記することとします。該当育種区の苗木が入手できない 場合には、森林管理署にご相談下さい。

3 大型機械地拵箇所の考え方(対象機種)について

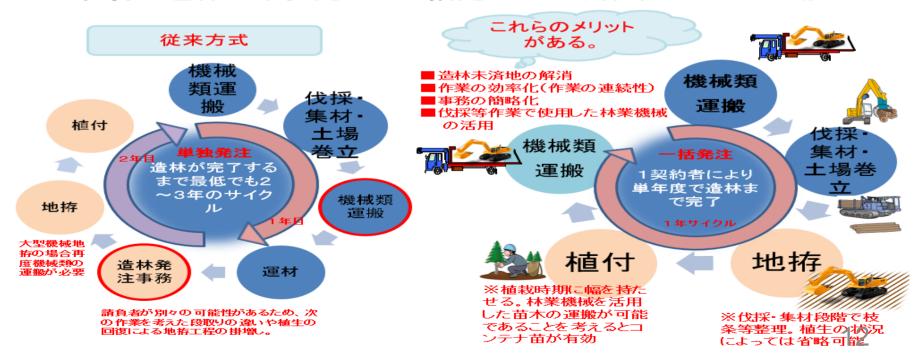
- 28年度から大型機械地拵の対象機種にグラップル(レーキ)を用いる場合の積算を追加しましたが、29年度からは、グラップル(レーキ)により末木枝条を林縁や森林作業道沿いに集積・配置等を行う場合は、林地傾斜が15度以下であってもグラップル(レーキ)を採用した設計積算とすることとしております。
- ただし、傾斜15度以下でブルドーザによる、または、林地傾斜が16度以上25度未満でバックホウ(バケット)での設計をする場合は、従来の設計積算となります。
- 急傾斜地で危険を伴う場合や林業専用道等から作業地まで大型機械 の進入が困難な場合など、特別な理由がある場合は、これまでと同様 人力機械地拵を並行して行うこととしております。

4 伐採と造林の一貫作業について

- 誘導伐などの更新を伴う箇所では、生産と造林の一貫作業(伐採~植付、 伐採~地拵)を進めます。
- 29年度は、17署等(空知・胆振東部・日高北部・留萌南部・上川北部・宗谷・上川南部・網走西部・西紋別・網走中部・網走南部・根釧西部・根釧東部・十勝西部・十勝東部・檜山・渡島署)において実施予定。

一貫作業システム

伐採と造林の単独発注と一括発注による作業サイクル比較



5 植栽本数の見直しと植栽樹種選択等について

- 保安林の指定施業要件における植栽(本数)指定が無い場合 平均1割程度削減する取り組みや低密度植栽(約1,000/haと約 1,500/haの2タイプ)実証事業を推進することとしております。
- 成長の優れたカラマツ類の植栽に適した場所では、積極的にこれらを植栽することとします。
- カラマツ類を秋植えする箇所では野鼠防除を併せて発注することとしております。

6 下刈回数の見直しについて

• 下刈2回刈の時期別試験結果を踏まえ、各署等で実証事業を推進することとしております。

北海道国有林における下刈回数の削減・省略の検討

2回刈でこのような実態はありませんか?

1回目刈前

(作業時期:6月下旬)



1回目刈後

(作業時期:7月上旬)



2回目刈前

(作業時期:8月上旬)







この状態で2回目の 下刈は、造林木の 成長に影響ない。

回数減可能

7 下刈の軽減について

• 植生の根茎を除去する大型機械地拵を推進し、植栽後1~3年間は必要が生じない限り下刈を行わない施業を推進することとしております。



□大型機械地拵の有効性

- •伐採段階で発生する末木枝条整理の効率化。
- 笹の根茎を除去することによる下刈回数の省略。
- 下刈の機械化につなげることができる。
- ・従事者の労働強度軽減と安全確保及びこれを通じた雇用促進
- ・デメリット: 少雪で土壌凍結する場所での表土流出の事例、植生が笹から大型草本に変化する事例等があることも認識する必要あり 15

8 クリーンラーチ大苗を使用した無地拵、無下刈について

優れた苗木の活用 大苗クリーンラーチの活用



コンテナ苗だからこその有効性



樹種:クリーンラーチ 大苗

(コンテナ苗 根鉢300CC)

苗長:約60cm

(※通常コンテナ苗のクリーンラーチ1号苗の規格は

、25㎝上)



写真では分かり難いが、植栽高と笹の植生高と同等または脱している。

9 機械化等による低コスト造林技術の開発・実証の 取り組み



フォワーダを活用したコンテナ苗の運搬





ブラッシュカッターによる大型機械 地拵 下刈への活用の可能性



【大型機械地拵】

前 グラップルによる枝条整理 後 ザウルスロボによる有機地被物の 振落とし



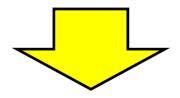
レーキを離して枝条の整理も可



地拵・下刈の軽労化に向けた 中型林業機械の開発 【地拵・下刈】 17

立木価格評定要領の一部改正

- ・ 平成28年度会計実地検査において、国有林野事業の立木 販売における造材作業及び集材作業に係る経費の積算につ いて、是正改善の処置を求められたところ。
- ・実際の立木販売済物件に係る集材作業において、80%以上でフォワーダまたは林内作業車で実行していた実態。



平成29年度より立木価格評定要領の一部改正を行い、集材作業に高性能林業機械(フォワーダ)の功程も適用します。

平成29年度 造林・素材生産事業及びシステム販売に関する説明会

平成29年度 素材生産・販売関係事業について

- 1 平成29年度 素材生産・販売関係事業の概要
- 2 製品生産事業について
- 3 国有林材の安定供給システムによる販売

平成29年3月3日(金)

平成29年度 素材生産・販売関係事業の概要

- 1 平成29年度製品生産事業量第2次補正、翌債を含めて平成28年度と同程度の予定
 - (1) 平成28年度 第2次補正予算4署 32, 200㎡ 契約済み
 - (2) 平成28年度繰り越し(翌債)による事業4署 20,600 m³※現在公告中 3月中旬入札予定

2 平成29年度民間競争入札(市場化テスト) 平成29年度の実施要項策定(局HP)

(1)上川中部森林管理署(2力年)

面積:約67ha(植付4ha) 材積:約 4,000㎡

(2)網走西部森林管理署(2力年)

面積:約93ha 材積:約 5,600㎡

(3)網走南部森林管理署(3力年)

面積:約351ha 材積:約20,000㎡

(4)渡島森林管理署(2力年)

面積:約90ha 材積:約 5,700㎡

3 森林整備事業のコスト低減の取組

国有林が実施する森林整備事業の低コスト化推進

- 国有林が先導して森林整備事業の低コスト化を実現
 - •列状間伐の徹底や既設作業路の積極的な再利用
 - ・誘導伐箇所は原則一貫作業(伐採~植付、伐採~地拵)

民有林への普及・技術移転

民・国全体で素材生産事業の生産性向上

林業が産業として自立

林業の成長産業化

森林所有者に還元

森林整備の推進による国産材の安定供給

3 森林整備事業のコスト低減の取組 ②

労働生産性向上の取組

- 森林整備事業の低コスト化を実現するためには、 労働生産性の向上が不可欠
 - ① 作業工程毎の生産性を的確に把握・分析
 - ② 作業工程の中の「ボトルネック」の洗い出し
 - ③ ボトルネックの解消、効率的な作業仕組みの検討
 - ④ 次回の作業において、新たな作業仕組みの実践

工程管理の実施

平成29年度事業から、製品生産請負事業箇所 において工程管理表提出の義務化を検討

平成29年度 製品販売事業の概要

- 1 平成29年度製品販売事業の予定について
 - (1) 委託販売について
 - ・産物委託販売の企画競争(公募)
 - ・越材の販売について
 - (2) システム販売について
 - ・昨年度との主な変更について
 - ・素材生産事業体、監督職員、資源活用 担当者との連携について

製品生產事業関連

〔説明事項〕

I 平成29年度主な通知等改正

Ⅱ 事業実行に当たっての留意点

Ⅲ その他

I 平成29年度主な通知等改正

1 森林作業道作設延長の契約変更

- 局仕様書 様式14の別表(森林作業道作設指導基準)の改正
- → 森林作業道作設延長に係る契約変更は、請負事業作業仕訳書(A)で示された延長に対し30%を超える減となった場合、又は超えることが明らかな場合としていました。
- > 29年度の契約変更の対象は、請負事業作業仕訳書(A)で示された延長に対して30%の増減があった場合又は見込まれる場合とします。
- ▶ 作設延長が請負事業作業仕訳書(A)で示された延長に対して30%に満たない増減があった場合は、その出来形で精算することになります。
- ※「森林作業道作設技術に関するQ&A」の関連部分も修正。

2 自動選別機による検知業務請負

● 作業功程などの見直しを検討

- ▶ 工場土場へ直送し、自動選別機の計測装置を活用して計測する検知業務請 負の作業功程を見直します。
- ▶ 工場土場へ直送した材の巻立(材整理)を自動選別機による検知業務請負の中の作業として見込むこととします。

3 列状間伐の伐採幅

- 列状間伐の伐採幅の見直しを検討
- ▶ 植栽列に直行する形で列状間伐を行う場合の伐採幅は、4m程度以内として実施してきました。
- ▶ 29年度は、植栽列に直行する形で列状間伐を行う場合で、高性能林業機械等を使用して伐採する場合は、伐採幅4mを超えることができるように改正する予定です。
- ▶ 具体的には、伐採幅を5m以内まで広げられることとし、伐採列内での林業機械による作業がしやすくなるものと考えています。

Ⅱ 事業実行に当たっての留意点

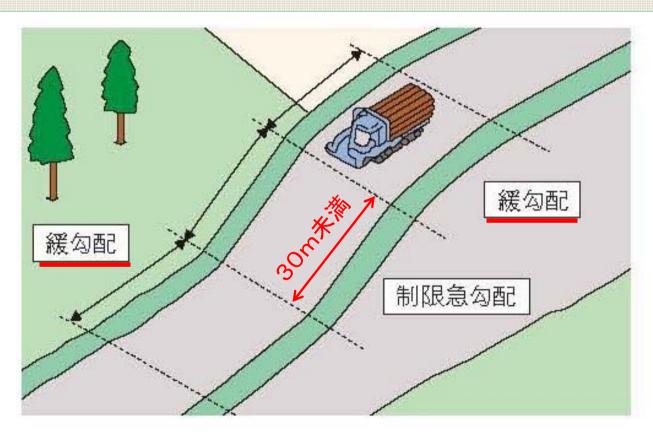
1 森林作業道作設技術

- ●縦断勾配14°以下について
- → 森林作業道の縦断勾配は概ね10°以下を基本とし、やむを得ない場合は 30mに限り14°以下(制限勾配)として今年度から改めています。これは安 全上の観点から規制を設けたものであることから、特に留意してください。
- ▶ 既設路を活用する場合も同様の扱いとなるので留意してください。

- ●マニュアル等の作設技術に関する資料について
- 森林作業道作設マニュアル、森林作業道事例集、目で分かる指導基準、森林作業道作設技術に関するQ&Aを契約時等に配布していますが、これらの資料を現場代理人にも必ず周知するようにお願いします。

[林業·木材製造業労働災害防止規程改正概要抜粋]

▶ 林業・木材製造業労働災害防止規程第101条(走行路の確保)では、30m 以上の制限勾配を設けないこと、また、前後には緩和区間を設けることとされています。



引用:林業・木材製造業労働災害防止協会パンフレット抜粋

2 採材・仕訳

●採材について

- ▶ 26年度、27年度に現場を巡回して、採材及び仕訳の説明をさせていただきました。採材・仕訳については引き続き、仕様書及び監督職員の指導のもと徹底してください。
- ▶ 採材については、特に寸足らずとならないよう、また、延び寸5cm程度を基準に、機械の計測装置の設定をこまめにチェックするようにしてください。

・仕訳について

- ▶ 一定の品質を確保するため「素材の日本農林規格」に基づいた品等区分により仕訳をするよう徹底をお願いします。
- ▶ また、システム販売(製品)では、仕訳された材を協定単価で販売していますので、特に日本農林規格に基づく仕訳の徹底が必要です。留意をお願いします。

Ⅲ その他

● 国有林間伐推進コンクール

▶ 事業体の皆様は、生産性を上げるために機械の連携や人員の配置など 様々な工夫をされていますが、それらの取り組みを間伐推進コンクールの場 で披露していただければと考えています。応募よろしくお願します。

●誤伐の防止

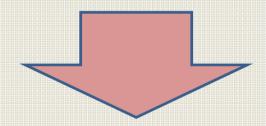
- ▶ 北海道の国有林の90%以上が保安林です。このため、誤伐は未協議伐採 となり、森林法違反となります。その場合、指名停止の処分を受けます。
- ▶ 絶対に誤伐しないよう直接作業される方を含め、指導の徹底をお願いします。
- ▶ 過去の誤伐では、周囲標示の確認不足による隣接林分の伐採など、ちょっと 気を付ければ防げるものです。
- ▶ ミーティングでは必ず、周囲標示、伐採木の標示などの現地の状況を直接作業される方を含め情報共有の徹底をお願いします。

31

●監督職員とのコミュニケーションについて

- ▶ 事業実行中には様々な問題が発生します。
 - ・伐採列の方向の検討
 - ・森林作業道の計画路線の変更
 - ・採材寸法の変更

などなど。



▶ 問題が発生したら速やかに監督職員等に連絡して、対応方法を打ち合わせるようお願いします。

なお、打ち合わせた内容を現場代理人の方は、作業日報に記載ことが義務付けられています。

国有林材の安定供給システムによる販売

趣旨

システム販売は、需要者と協定を締結し林産物を<u>数</u>量・価格の両面で安定的に供給する販売方法です。

このことを通じて、地域の林業・木材産業の活性化 や新たな需要の拡大、原木の加工・流通の合理化等 に貢献できるよう、今後より一層推進していきます。

また、林業の成長産業化に向けて、需要者ニーズに対応した国産材の安定供給体制の構築に向けて、さらに<u>政策効果が高まるよう見直しを加えつつ</u>、積極的に活用していきます。

平成29年度システム販売(製品販売)について

◎公募の方法・対象物件等

- 公募量は、約37万㎡を予定
- 前期(3月上旬)・後期(7月頃)の2回公募
- 公募数量は、1物件1千㎡~5千㎡程度。なお、原料材については、バイオマス需要や地域貢献等の地域性を考慮しつつ、複数署や複数年の大ロットの物件も公募

平成29年度実施に向けた改正について

改正ポイント 1

買受けを希望する林産物の価格検討表

【山元価格の算出方法の変更】

Aタイプでの山元価格算出に当たって、原木を計測する場所での選別・仕訳に係るコストについては、検知請負契約にて見込むこととなります。

【申請様式の省略】

•様式6を様式5に統一

Aタイプ用の買受を希望する林産物の価格検討表を様式5に統一します。

必須要件 全てを満たしていなければ協定予定者として選定しません。

【製品販売及び立木販売共通】

- 〇林産物売払いの一般競争参加資格を有している
- ○協定に基づき、契約を履行するに足りる信用、資力等を有する
- 〇買受希望数量に対して、十分な生産、加工又は流通等の実績がある
- 〇森林管理局長から指名停止を受けている期間中でない
- ○警察当局から、部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する 建設業者又はこれに準ずる者として、農林水産省発注工事等からの排 除要請があり、当該状態が継続している者でないこと
- ○製材工場等については、JAS認定工場である(出荷製材品についてJAS規格が制定されている場合に限る)
- 〇原木市場等(※ただし、立木販売は「素材生産業者等」と読み替える) については、製材工場等と販売協定を締結し、安定した取引関係が明確である、又は、製材工場等との共同申し込みである
- ○製材品需要者については、自ら加工した製品を利用する場合を除き、 製材工場等との共同申し込みである

申請にあたっての留意事項

【企画提案書作成】

- 応募物件に対する取り組みを記載
- ・「買受希望単価」を除く4項目のうち、<u>一つ以上の</u> 項目に取り組み内容を記載する必要があります。

【企画提案事項】

- ・<u>購入する材の利用計画</u>は、原木の分配、加工、 流通の経路がわかるように記載して下さい。
- 原木の長級は、希望することができます。
- ・<u>取組内容</u>は、次ページ以降の審査項目及び審査の ポイントを参考に具体的に記載してください。

【製品販売】

評価項目		配点	評価基準
原木や製品の生産・流通にかかるコストの縮減や効率 化を図るもの		20~0点	各項目ごとに、取 組の具体的な内
原木や製品の付加価値の向上や森林資源の有効活 用を図るもの(新規需要開発を含む)		30~0点	容及び数量的指標が記載されているか否か
地域の振興等への貢献を図るもの		20~0点	
山土場での選別・巻立を簡略化し、自動選別機等による計測を念頭に山土場に集材された原木を工場等へ 直送するもの		10~0点	
買受希望単価	120%以上		価格評定における予定単価に対する買受希望単価の比率(小数点以下切り捨て)
	115%以上~120%未満		
	110%以上~115%未満		
	105%以上~110%未満	20~-10点	
	100%以上~105%未満		
	90%以上~100%未満		
	90%未満		
前回のシステム販売における取組状況		0~-10点	意図した結果が得 られているか否か

製品販売における審査のポイント(1)

※ 審査は、企画提案書の記載内容のみに基づくこととなります ので、取り組みの内容は<u>できるだけ具体的</u>に記載してください。

項 目	取組内容
原木や製品の生産・流通 にかかるコストの縮減や 効率化を図るもの	◎ 製品の生産にかかるコストの縮減 工場設備の更新などによる加工コスト縮減にか かる取り組みを数値目標等も含めて、具体的に記 載してください。
	◎原木及び製品の流通にかかるコストの縮減 原木及び製品の輸送や流通にかかるコスト縮減 の取り組みを具体的に記載してください。
原木や製品の付加価値 の向上や森林資源の有 効利用を図るもの(新規 需要開発を含む)	◎原木や製品の付加価値の向上を図るもの 原木及び製品の付加価値向上にかかる取り組み を具体的に記載してください。

製品販売における審査のポイント②

項目	取組内容
原木や製品の付加価値の向上や森林資源の有効利用を図るもの(新規需要開発を含む) ※つづき	◎森林資源の有効活用を図るもの 低質材、原料材、未利用材の有効活用の取り組み について具体的に記載してください。◎国産材の新規需要開拓・シェア拡大を図るもの 新規需要開発、国産材シェアの拡大等の取り組み 等について具体的に記載してください。
地域の振興等への貢献を図るもの	◎地域の林業・木材産業への貢献を図るもの 地域への貢献のうち、森林整備などの林業・木材産 業への貢献する取り組みを具体的に記載してください。
	◎地域の農林水産業への貢献を図るもの 製品を地域の農林水産業用として供給するなど、農 林水産業への貢献を図る取り組みを具体的に記載してください。

製品販売における審査のポイント ③

項目	取組内容
地域の振興等への貢献を図るもの ※つづき	○その他地域への貢献を図るもの・林業・木材産業及び農業・水産業以外で地域への 貢献を図る取り組みについて具体的に記載してください。
山土場での選別・巻立 を簡略化し、自動選別 機等による計測を念頭 に山土場に集材された 原木を工場等へ直送 するもの	・自動選別機等の活用に当たって、山土場からの輸送手法、工場土場での選別、仕訳手法等について具体的に記載してください。

協定締結後の売買等に関する留意事項

◎ 生産事業の進捗状況を踏まえ、署との間で売買契約を締結することとなりますが、企画提案内容であっても、以下の事項等要望に応じることができない場合があります。

- 多種、多様な長級の採材

希望長級には可能な範囲で対応しますが、多種類の希望には、対応しかねる場合があります。

<u>・2. 70m未満の短材を優先する要望</u>

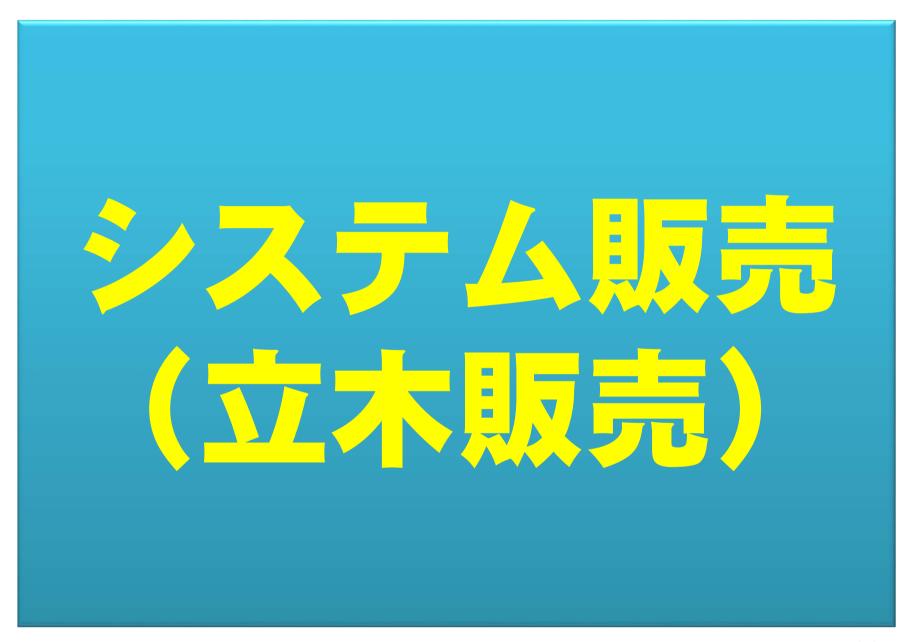
通常3.65m等の長材採材可能な場合、長材を優先するため、 2.70m未満の短材については、要望数量に達しない場合があります。

仕訳方法の細分化

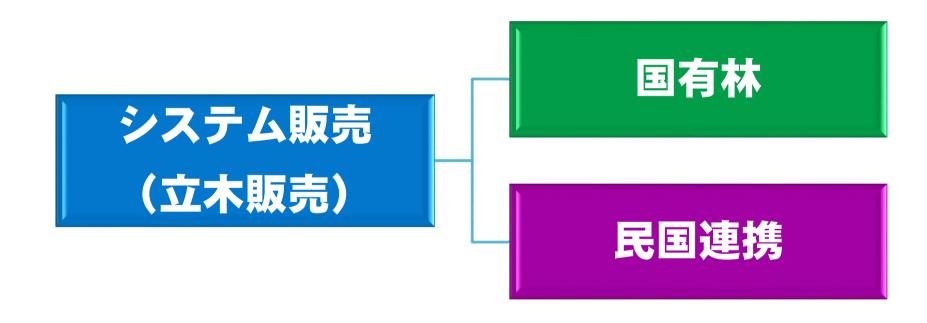
径級区分毎の巻立て等については、各事業箇所の土場の状況等により、対応可能な場合とできない場合があります。具体的には各署の資源活用担当者に相談願います。

その他留意事項

- ◎複数年協定の事業計画
- 当年度にかかる事業計画を提出 (次年度以降、当該年度分を年度当初に提出。)
- ◎結果報告書の提出
- 協定者は、協定期間終了後、「国有林材の安定供給システムに係る結果報告書」を森林管理局長に提出。(複数年の場合は各年度毎に提出)
- バイオマス発電所に発電用として、製品(申請対象物件を加工したものに限る)を納入した際の伝票等の写しなど、納入価格を明らかにする資料を提出。

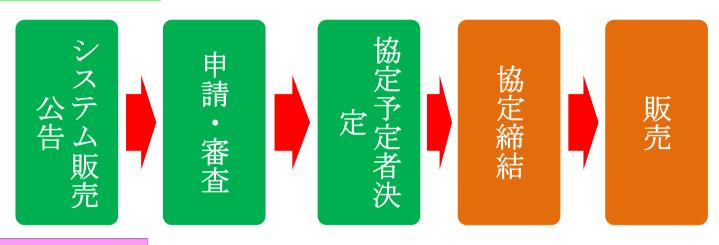


システム販売(立木販売)の種類

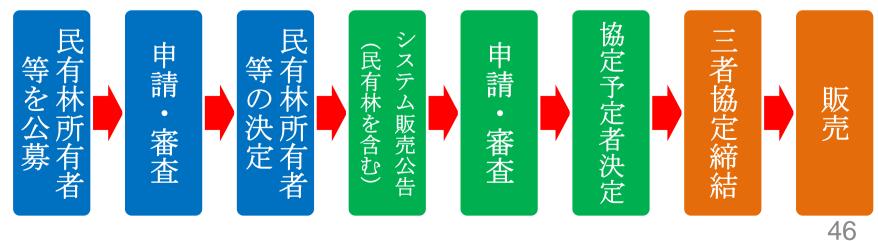


システム販売(立木販売)の仕組み

国有林



民国連携



システム販売(立木販売)対象物件等について

- ◆森林資源の有効利用を促進するため、人工林で小中径木かつ原料材主体林分等を団地化して、木材の安定的な供給を通じて、地域の安定供給体制の整備や国有林と民有林が連携して原木の安定供給体制づくり等を進めることを念頭に物件を公募します。
- ◆ 公募する物件は、原則2年以上の複数年 で公募して、安定的に供給していきます。

システム販売(立木販売)の審査基準

1 必須要件

- ●林産物売払いの一般競争参加資格を有している
- ●協定に基づき、契約を履行するに足りる信用、資力等を有する
- ●社会保険等に加入している
- ●買受希望数量に対して、十分な生産、加工又は流通等の実績がある
- ●森林管理局長から指名停止を受けている期間中でない
- ●警察当局から、部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる者として、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと
- ●製材工場等については、JAS認定工場である(出荷製材品についてJAS規格が制定されている場合に限る)
- ●素材生産業者等については、製材工場等と販売協定を締結し、安定した取引関係 が明確である、又は、製材工場等との共同申し込みである
- ●製材品需要者については、自ら加工した製品を利用する場合を除き、製材工場等 との共同申し込みである

システム販売(立木販売)の審査基準

2 評価項目等

評価項目		配点	評価基準
作業仕組みの効率化、機械化の推進等による素材生 産コストの低減、林地及び残存木の保全を図るもの		20~0点	各項目ごとに、 取組の具体的な
未利用資源の低コストな収集・運搬システムの開発等 による森林資源の有効利用を図るもの		30~0点	内容及び数量的 指標が記載され ているか否か
原木の効率的な流通や新規需要開発、木材のカス ケード利用の促進を図るもの		20~0点	
地域の振興等への貢献を図るもの		20~0点	
応募した物件の協定予定 量の初年度物件に対する 買受希望単価	500%以上 300%以上~500%未満 100%以上~300%未満 100%未満	10~0点	価格評定における予定単価に対する買受希望単 価の比率(小数点以下切り捨て)
前回のシステム販売における取組状況		0~-10点	意図した結果が 得られているか 否か

システム販売(立木販売)の審査ポイント

- 声 高性能林業機械の効果的な配置による稼働 率の向上、効率的な作業に取り組むものか。
- ▶ 短幹集材システムによる用材、バイオマス材 の効率的な収集・運搬に取り組むものか。
- ▶ 各市町村等での熱供給事業との連携による 効果的、安定的な原料供給体制の充実を図 り、地域への貢献を図るものか。
- ▶ 地域の林業・木材産業への貢献、おが粉や 家畜敷料など農業関連利用等への促進を図 るものか。

民有林と連携したシステム販売(立木販売)

- 国有林と民有林が連携して原木の安定供給体制づくりを進めるとともに、民有林における施業の集約化や未利用間伐材の有効利用等に資するため、国有林、民有林所有者及び素材生産業者と三者協定を締結し、安定供給を通じて地域の林業・木材産業の活性化や新たな需要開拓に貢献します。
- 北海道森林管理局が全国に先駆けて取り 組んでいます。

【背景•課題】

- 森林・林業施策の一層の推進に向け、国有林と民有林との連携により効率的な森林整備等の推進が必要
- 道産木材供給の約7割が民有林村であり、安定供給体制の構築には民有林との連携が不可欠

【民国連携の効果】

国有林

- ・地域の林業・木材産業の活 性化
- 新たな需要開拓
- 原木の加工・流通の合理化 等





素材生産業者

- 国有林のみでなく民有林を含めた安定した調達先の確保
- 未利用間伐材等の木質バイオマスエネルギー利用の推進



民有林所有者

- 確実な森林整備の推進
- 安定した販売先の確保
- 施業の集約化による生産コストの削減

民国連携の協定締結状況

年度	国有林(協定量)	民有林(協 定量)	素材生産業者等
26	胆振東部森林管理署 (2,060m³)	むかわ町 (450m³)	苫小牧広域森林組合
26	上川中部森林管理署 (6,000m³)	北海道 (2,100m³)	三津橋産業株式会社
28	檜山森林管理署 (9,163m³)	北海道 (2,542m³)	南北海道林業総合事業協同組合